

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類変更が予定されていること、マスク着用の取扱いが国や県において見直されるなどの情勢変化に議会においても対応する必要があることから、下記事項を各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) 咳エチケット、手洗い消毒の励行を継続。マスクの着用については個人の判断に委ねる。
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 自宅療養又は待機を求める場合
議員又は同居人が次のいずれかに該当する場合は、自宅療養又は待機を求める
また、速やかに各会派代表者を通じて議長(事務局)に報告すること
 - ① 新型コロナウイルス陽性が判明した場合
 - ② 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合
 - ③ PCR検査又は抗原定量検査等の検査（以下、「PCR検査等」という。）を受検した場合、若しくは受検予定の場合
 - ④ 濃厚接触者に該当する恐れがある場合(下記(4)の判断待ちの期間を含む)
- (4) 濃厚接触者に該当するか否かの判断
原則として県健康福祉部感染症対策課作成のフローチャート(別添)により当該議員自身が判断する
- (5) 議員が濃厚接触者と判断された場合等の取扱い
 - ① 議員が濃厚接触者と判断された場合には、登庁を自粛し待機を求める
 - ② 待機期間は、無症状の場合は、最短でも陽性者と最後に会った日（陽性者が、同居人の場合はその発症日（無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日）又は発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方）の翌日から5日間(健康観察期間)とする。但し、健康観察期間の2日目及び3日目に抗原定性キットを用いた検査を実施し、陰性が確認された場合は待機を解除できるものとする。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用

- ② 代表者会議への報告
- ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

(1) 開催

- ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。

(2) 議題

- ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
- ② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
- ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 その他

本会議等の対応については、令和5年3月6日の各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）で確認した内容による。

改定経緯

各会派代表者会議 / 兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議		
(令和2年4月8日)	(令和2年5月1日)	(令和2年5月7日)
(令和2年5月22日)	(令和2年5月29日)	(令和2年6月19日)
(令和2年8月7日)	(令和2年9月16日)	(令和3年2月5日)
(令和3年9月10日)	(令和4年1月26日)	(令和4年2月9日)
(令和4年5月25日)	(令和4年9月16日)	<u>(令和5年3月6日)</u>

身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡があったら

このリーフレットは、身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された(陽性)」と連絡があった時に、皆さまにまず行っていただくことをまとめたものです。

下記の質問に回答し、濃厚接触者に該当するかどうか判断してください。

ご自身や大切な人の健康を守るために、ご理解・ご協力お願いいたします。

身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された(陽性)」と連絡がきたら、陽性者に以下の3つを確認してください。

①検査日、②症状が出た日、③陽性者とあなたが最後に会った日

●感染可能期間

A. 陽性者が無症状の場合

検査日(①)の2日前以降 … 月 日～

B. 陽性者が有症状の場合

症状が出た日(②)の2日前以降… 月 日～

●陽性者との接触

陽性者と最後に会った日(③) … 月 日

質問1.

陽性者と最後に会った日(③)は、感染可能期間内(A又はB)ですか

はい

感染のリスクは低いため、濃厚接触者には該当しません。
ただし、有症状時は、かかりつけ医に相談の上、受診してください。

いいえ

いいえ

質問2. 感染可能期間中の接触の状況について、以下のいずれか一つでも該当しますか。

陽性者と同居している

陽性者と、手が触れることのできる距離(目安として1メートル)で、どちらか一方でもマスクを着用せず(鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態も含む)、15分以上の会話があった(例)食事を会話しながら一緒に食べた等

はい

感染のリスクがあり、濃厚接触者に該当します
⇒ 「濃厚接触者のみなさまへ」をご覧ください

